

太陽光発電施設（営農型）の設置に係る転用許可申請添付書類一覧

1 太陽光発電施設の設置に係る転用許可申請添付書類については、通常の添付書類に加えて以下の書類が必要になります。なお、通常の添付書類一覧については、各市町村農業委員会及び農地・担い手対策課（電話：088-821-4515）までお問い合わせ下さい。

①土地利用計画図

- ・パネルの配置（パネル 1 枚あたりの寸法・設置枚数、パワコンの位置・寸法・設置個数）が分かるものの添付をお願いします。

②事業計画書

- ・雑草等による周囲への影響に対する防除計画が分かるものの添付をお願いします。
（例：年～回、芝刈り機で、雑草を刈り取る計画など）

③送電網図

- ・電柱へどのような経路でつながるか分かるものの添付をお願いします。電柱につながることが可能か否かを見るもので、詳細なものでなくてもかまいません。

④空中線の占用・工事許可書

- ・周辺の土地の上空・地中を電線が通る場合、占用・工事許可が必要な場合は、許可書の添付をお願いします。転用許可後でなければ、占用・工事許可が下りない等、事情がある場合は、その旨を事業計画書等に記載願います。

⑤四国電力の電力受給申込書

- ・四国電力の記入欄に受け入れのサインがある段階での提出をお願いします。
- ・農地転用部分（農地以外の一体的利用地は除く）に関しては、転用の確実性を判断するため、転用する地番が全て記載された形で提出願います。
- ・平成 26 年 9 月 30 日付けで四国電力株式会社より再生可能エネルギー発電設備に対する契約申込みの取扱いについて発表がありました。この発表内容を受けて、受給申込日が平成 26 年 10 月 1 日以降の日付の電力受給申込書について、農地転用許可事務の取扱いを変更致しました。詳しくは、別資料（四国電力株式会社の再生可能エネルギー発電設備に対する契約申込みの取扱いに関する農地転用許可事務の取り扱いについて）を参照願います。

⑥経済産業省の設備認定通知書

- ・農地転用部分（農地以外の一体的利用地は除く）に関しては、転用の確実性を判断するため、転用する地番が全て記載された形で提出願います。
（軽微な変更をする場合は、最終的な変更の日付が確認できるもの）

※転用事業の内容を審査するために必要であれば別途資料を求めることもございます。

2 営農型発電施設の設置に係る転用許可申請添付書類については、上記記載の太陽光発電施設の申請書類に加えて、以下の書類の添付をお願いします。

①知見を有する者の意見書

- ・営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者（普及指導員・試験研究機関・設備の製造業者等）の意見書を添付願います。

②営農計画書

- ・遮光率、単収、作付け計画など、営農計画の概要を記載の上、提出願います。

③遮光率（照度・ルクス）に関する資料

- ・「遮光率が～%以上（～ルクス以上）であれば、～（作物名）を営農できる」という根拠資料を提出願います。

④遮光率の計算表

- ・遮光率（照度・ルクス）について、土地利用計画図等に遮光率の計算式を記載願います。遮光率については、営農型発電設備の設計上の遮光率を記載願います。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載願います。

パネルの水平投影面積÷設備直下の農地面積＝遮光率

（例：300 m²（パネルの水平投影面積）÷500 m²（設備直下の農地面積）＝300/500＝60%）

※上記の計算式は、設計上の遮光率が不明な場合の計算式となります。

⑤地域の平均的な単収に関する資料

- ・対象作物の地域（原則：市町村）の平均的な単収（kg/10a）についての根拠資料を提出願います。

⑥パネル・支柱部分の立面図

- ・効率的な農作業の実施、農業機械の利用ができる空間が確保されているかを判断するために、上記の参考図のような立面図を提出願います。（支柱間の距離・支柱の高さを記載願います。）

⑦支柱・パワーコンディショナー・引き込み柱の位置特定図

- ・営農型発電施設については、全て内面積（～m²内から～m²）の転用となりますので、転用部分の位置特定図を許可申請書に添付願います。

⑧資金証明書（撤去費用含む）

- ・営農型発電施設については、恒久転用ではなく、あくまでも一時転用許可申請であり、一時転用許可後、営農の適切な継続が確保されない場合、原状回復の可能性もございます。そのため、営農型発電施設の設置に係る一時転用申請の場合は、撤去費用含む資金証明書を提出願います。

⑨営農型発電施設全体の撤去費用の見積書（引き込み柱含む）

- ・地域の平均的な単収の 8 割の収量を確保できない場合等、最終的には施設の撤去を指導することとなりますので、原状回復のための設備の撤去費用についても見積書を添付願います。

※なお、許可後には毎年 1 回、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が必要になります。（毎年 2 月末報告）